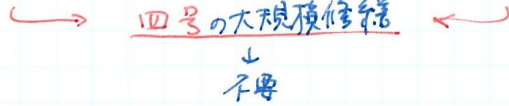


令和5年 確認済証の交付 法6条

(支組) 防火地域、準防火地域の指定はない

N01 木造、延べ面積 500㎡、高さ 9m、地上2階建ての事務所の大規模修繕
 二号、三号ではない。 ← 四号の大規模修繕 ← 一号ではない。



N02 重要文化財に二回指定された、木造、延べ面積 500㎡、地上2階の美術館の移転

法3条1項-号(適用除外)

→ 建築基準法は適用されない

N03 木造、延べ面積 10㎡、高さ 8m、平家の倉庫の新築

四号の新築

法6条2項

→ 200㎡以下2階以下で1号ではない

↓
必要

10㎡以内の増築、改築、移転

→ 不要

N04 鉄骨造延べ面積 500㎡、平家の事務所の一部(床面積 200㎡)の診療所の用途変更

法81条1項 (用途の変更に対処この法律の準用)

→ 法6条1項-号に用途変更の場合

→ 必要

→ 法6条1項-号に該当しない
不要 ←

法6条1項		建築(新築、増築、改築、移転)	大規模の修繕 模様替
一号	法別表第(イ)欄の特殊建築物	○	○
二号	木造建築物	○	○
三号	木造以外	○	○
四号	一号~三号以外 ・ 都市計画区域、準都市計画区域 ・ 準景観地区 ・ 都道府県知事が指定した区域	○	×
法6条2項	防火地域、準防火地域以外にあり、増築、改築、移転の場合、10㎡以内であれば	×	×

令和4年 確認済証の交付
(共通) 防火地域内

1001. 鉄骨造、延べ面積100㎡、平家建事務所における床面積10㎡の増築
Ⅲ号の増築 Ⅲ号の増築
法6条2項
防火地域内には適用(2a)
↓
必要

1002. ゴルフ練習場に設ける工作物、ネットを越える高さ20mの鉄柱の築造
法88条(工作物の準用)
↓ 政令で指定されるもの
必要 ← 法6条の規定 ← 令138条(工作物の指定) → 令132条(項二号)
を準用 高さが15mを越える
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱

1003. 共同住宅の新築工事の施工のために現場に設ける延べ面積50㎡
平家建の工事管理事務所の新築 法85条2項 (仮設建築物に対する制限の緩和)
工事の施工のために現場に設ける事務所
不要 ← 法6条の規定は適用(2a)

1004. 鉄筋コンクリート造、延べ面積800㎡、地上3階建のボタンの共同住宅の用途変更
法87条1項 (用途変更の準用)
別表第(1)号(1)の欄, 200㎡超 ← 法6条1項-3 ←
ボタンの共同住宅 ← 用途変更する場合
必要 ← 1. 類似の用途 (類似の用途相互間におけるものを除く)
2. "はる" ← 令137条の13 (類似の用途)

令和3年 確認済証の交付 法6条
(共通) 準防火地域内

101. 鉄骨造、延床面積100㎡ 平家建の住宅における 8㎡の増築
四号の増築
→ 必要

法6条2項に該当しない
→ 必要

102. 木造、高さ8m、地上2階建 飲食店 床面積300㎡の屋根の過半の模様替
令115条の3
主要構造部(法2条5号)

別表第1(イ)項(4)項の用途に類するもの

法6条1項-号
必要 ← 建築、大規模修繕
模様替

103. 第一種住居地域内、鉄筋コンクリート造、延床面積2000㎡、地上2階建水泳場の体育館への用途変更

七号
不要 ← 水泳場 体育館
令137条の1号 (類似用途) ← (別表第1(イ)項(南), 200㎡超)
法6条1項-号
令115条の3 法87条1項
必要 ← (T=1.1. 第一種中高层住居専用地域, 工業専用地域内にある場合は類似してはならない)
第二種

104. 鉄筋コンクリート造、延床面積300㎡、地上3階建2事務所内におけるエレベーターの設置

三号
必要 ← 法6条1項-号~三号
法87条の4(建築設備への共用)
令146条1項-号
の建築物に設置した場合

令和2年 確認済証の交付
(共通) 都府県計画区域内

101. 鉄骨造、延床面積 300㎡ 地上3階建 既存の寄宿舍内に於けるエレベーターの設置
法6条1項-号、三号 法87条04
必要 ← 法6条1項 ← 法87条04
-号~三号の建築物に設置の場合

102. 第1種住居専用地域内、鉄筋コンクリート造、延床面積 2000㎡、地上2階建
必要 ← 大号 ← 類似 ← 博物館 → 図書館の用途変更
第1種住居専用地域 法115条03 法87条1項
第2種 " 法6条1項-号に著し
田園住居地域 博物館、図書館 法別表第1(一)附
にある場合は類似ではなし 類似 200㎡超

103. 遊園地に設置する回転運動遊戯施設、原形を保持するリフトの築造
法58条1項 (工作物の準用)
政令で指定する工作物
必要 ← 法138条2項3号
リフト

104. 木造、延床面積 150㎡ 高さ8m 平家建 集会場の屋根の大規模修繕
不要 ← 法4号 ← 150㎡ ≤ (法別表第1(一)附
大規模修繕 のため 200㎡超
法6条1項-号に該当

令和1年 確認済証の交付
(共通) 都市計画区域内

101. 鉄骨造、延べ面積 300㎡、平家建 倉庫の屋根の内部の修繕
三号 一号 ↓
必要

102. 鉄骨造 延べ面積 200㎡ 地上2階建ての仮設事務所を現場以外に設ける新築
三号 法 85条 2項 → 適用あり
の新築 → 必要 現場に設ける事務所は 法 6条 適用あり

103. 鉄骨造、延べ面積 100㎡、高さ 5m、平家建 2-戸建て住宅、鉄骨造 床面積 15㎡ 平家の
四号 10㎡超 法 6条 2項 適用あり
の増築 → 必要 既存自動車庫の増築

104. 第一種 住居地域内、鉄筋コンクリート造、延べ面積 500㎡ 地上2階建て 診療所 → 有料老人ホーム
令 137条 の 18 号 用途変更
類似の用途 不適用
法 6条 1項 1号
法 11条 第 1(ウ) 不適用
200㎡ 超
令 19条 1項 老人ホーム
ただし書き
の地域にない ← 類似 (診療所、児童福祉施設等、老人ホーム)
不要 ← 第一種住居地域専用、第二種住居地域専用、旧園住宅